

令和4年1月7日（令和4(2022)年度第13号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 【募集中】第48回全国保育士研修会（WEB）開催のご案内
- 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取りまとめが公表される（厚生労働省）
- 令和4年度予算案が閣議決定される（厚生労働省、内閣府）
- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善に関する都道府県説明会が開催される（内閣府）
- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」が閣議決定される
- 中央教育審議会 初等中等教育分科会 「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」（第5回）が開催される（文部科学省）

◆【募集中】第48回(令和3年度)全国保育士研修会 (WEB)開催のご案内／2月21日(月)開催

全国保育士会では、「第48回（令和3年度）全国保育士研修会」を開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、Zoomを使用したリアルタイム配信によるWEB研修とすることといたします。

本研修会は、主任保育士・主幹保育教諭および保育所・認定こども園等のリーダー的職員を対象に、その専門性・指導性を高め、保育実践・保護者支援の質の向上をはかることを目的に毎年実施しているものです。

本年度の全体研修では、保育士・保育教諭がやりがいをもって働き続けられる職場をつくるための方策について考えます。

また、コース別研修では、ドキュメンテーションの活用による「保育の見える化」について、また「メンタルヘルス」をキーワードに、職場環境づくりのための現場リーダーの役割について学びます。

保育現場において即自的に活用できる内容となっておりますので、是非ともご参加のご検討のほどよろしくお願いいたします。

【動画配信期間】 令和4年2月21日（月）13:00～18:15

【参加費】 5,000円（1メールアドレスあたり）

【申込締切】 令和4年2月3日（木）

【プログラム】

プログラム		内容 / 講師
全体研修 (計120分)		基調報告「全国保育士会の令和4年度の取り組みについて」/30分 報告者：全国保育士会 会長 村松 幹子
		行政説明「保育をめぐる国の動向と課題（仮題）」/30分 講師：厚生労働省 子ども家庭局 保育課
		鼎談「やりがいと働きがいのある職場づくりに 向けた人材養成」（仮題）/90分 登壇者： 那須 信樹 氏（中村学園大学 教授） 菊地加奈子 氏（社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表） 村松 幹子（全国保育士会 会長）
コース別 研修 (90分)	Aコース	講義「保育の見える化」に向けたドキュメンテーションの活用 講師：大豆生田 啓友 氏（玉川大学 教授）
	Bコース	講義「職場における人間関係づくりと保育者のメンタルヘルス」 講師：津村 薫 氏（フェリアン副所長、講師）

開催要項およびお申し込み等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■全国保育士会ホームページ>研修会>全国保育士研修会

<https://www.z-hoikushikai.com/kensyukai/index.php?category=3>

◆ 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取りまとめが公表される(厚生労働省)

令和3年12月20日、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」(厚生労働省)の取りまとめが公表されました。

取りまとめでは、下記の4つの論点に対し、「取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの」と「中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの」の2つの視点から、具体的な取り組みの在り方や今後の施策の方向性がまとめられています。

取りまとめ における 4つの論点

1. 人口減少地域等における保育所の在り方
2. 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援
3. 保育所・保育士等による地域の子育て支援
4. 保育士の確保・資質向上等

最終回となった第8回検討会(12/3)で構成員からの意見のあった内容の修正が行われるとともに、「おわりに」が加筆されています。

第8回検討会において、全保協森田副会長より「主任保育士専任加算の要件の見直しについても早期実現に向けた検討としていただきたい」「配置基準や研修を受ける機会づくりなど、研修を受けることのできる体制づくりをお願いしたい」の2点についても、下記のとおり加筆がされています(下線部分が最終とりまとめで加筆された箇所)。

(3) 保育所・保育士等による地域の子育て支援

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

i) 保育所・保育士等による地域支援

- 上記の子育て支援機能の強化に当たっての財政的な支援について、公定価格上の既存の評価の仕組みである主任保育士専任加算については、例えば人口減少地域では、乳児の数が少ない、あるいは年によっては乳児がそもそも誕生していないなど、要件の充足が困難となっていることを踏まえ、その要件の在り方について、見直しを行うことや、人口減少地域においても柔軟に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業などの各種事業に取り組めるような事業の在り方について、早期実現に向けて必要な財源の確保とともに検討することが必要である。

(4) 保育士の確保・資質向上等

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

ii) 保育士等の資質向上

- 研修の機会の確保に当たっては、保育士等の業務状況等を踏まえ、オンライン化により実施することなども含め、保育士等が無理なく受講できるような環境を整備するなど実効性のあるものとなるよう努める必要がある。

「おわりに」では、「政府に対しては、今後の保育施策を検討するに当たって」、本取りまとめで示した「内容やその方向性を踏まえて施策展開すること」を求めています。

また、「課題を解決・実現するためにも、現行の職員配置基準と実態との検証・評価と見直しなど」、「従来から指摘されてきた課題について」検討する必要があることにも言及しています。

「取りまとめ」については下記 URL をご確認ください。

- 厚生労働省 > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00030.html

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
 - 今後の人口減少社会において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
 - 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。
- 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
- これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。**

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私立連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レス・ポ・リッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等に対応に係る研修の検討・推進 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

◆ 令和4年度予算案が閣議決定される(厚生労働省、内閣府)

令和3年12月24日、令和4年度予算案が閣議決定されました。

保育関係予算案として、厚生労働省予算では、令和4年度予算案951億円+令和3年度補正予算671億円が、内閣府予算では、令和4年度予算案1兆9,965億円+令和3年度補正予算781億円が計上されています。

収入の3%程度(月額9,000円)の引上げについては、「子ども・子育て支援新制度の推進」のうち、「教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実」1兆8,172億円+781億円(令和3年度補正予算)の内数として計上されています。(スライド17)

令和4年10月以降の公定価格の見直しによる同様の措置についても、この計上額のなかに含まれると思われませんが、その詳細についても記載はなく、今後検討されるものと思われます。

そのほかの詳細は、下記厚生労働省のホームページに掲載の「令和4年度 保育関係予算案の概要」および下記をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123466.html>

・保育所等整備交付金(スライド2および20)

→「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)が継続されます。

→新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)が新規で追加されます(事業費300万円以上のものを対象)。

・保育士宿舍借り上げ支援事業(スライド5および23)

→保育士用の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部支援について、令和4年度予算案においては、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)が行われます

→対象者は採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士となります。ただし、直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内となります。ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、前年度の年数が適用されます。

・保育体制強化事業(スライド6および24)

→清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもの保護

者とのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に関する補助要件が見直されます。

→見直し後は、保育支援者を配置した月の保育士等の職員数や割合の前年比要件がなくなり、「保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書の提出」が補助要件となります。

・保育所等における ICT 化推進等事業(スライド 7 および 26)【令和 3 年度補正予算】

→保育の周辺業務や補助業務に係る ICT 等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等が支援されます。

・医療的ケア児保育支援事業(スライド 10 および 26)

→医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援が実施されます。

→令和 4 年度予算案においては、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げが行われる（1/2→2/3）とともに、2 名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算が創設されます。

・保育環境改善等事業(スライド 13 および 27)

→保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に係る費用の一部が補助されます。

→令和 4 年度予算案においては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等が新規で追加されました。また、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等が新規で追加されるとともに、1 施設 1 回限りとされている要件が緩和されます。

・保育所等における感染拡大防止対策に係る支援(保育環境改善等事業)(スライド 14 および 28)【令和 3 年度補正予算】

→保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、マスク等の衛生用品や備品購入等に必要な経費が引き続き補助されます。

→「かかり増し経費」の具体的な内容として、「職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日出勤等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金」とされています。

「保育関係予算案の概要」は厚生労働省ホームページに掲載されている資料をご確認ください。

■厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育対策関係予算の概要 > 令和4年度各部署の概算要求

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123466.html>

◆ 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善に関する都道府県説明会が開催される(内閣府)

令和3年12月23日、内閣府子ども・子育て本部統括官より都道府県知事宛てに「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」が発出され、12月24日、内閣府において保育士等の処遇改善に関する都道府県説明会が開催されました。

令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を実施するため、「実施要綱」および「交付要綱案」が示されています。

令和4年2月から実施の処遇改善は、令和3年度補正予算（国10/10）により、令和4年2月から9月の間、公定価格とは別の補助金（国10/10）で補助され、令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、公定価格の見直しにより、同様の措置が講じられます（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

対象者は、「保育所や幼稚園等に勤務する職員」であり、あわせて下記が示されています。

- ※1 役員を兼務する施設長を除く。
- ※2 補助額については公定価格上の配置基準（調理員や事務職員等の保育士以外の職種も含む）に基づいて算定するが、施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善にあたっては施設の判断で柔軟な配分が可能。

処遇改善の実施要件として、下記が示されています。

- 令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること

- ※ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。
- ※ 4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給または決まって毎月支払われる手当を要件とする。
- ※ 4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（令和3年人事院勧告による人件費▲0.9%）に対応する補助を行うことを踏まえ、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

➤ 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

交付額の算定方法は下記となり、補助基準額は「交付要綱案」をご確認ください。

基準額

施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額

1. 賃金改善部分

補助基準額（交付要綱案参照）×年齢別平均利用児童数（見込）×事業実施月数

補助基準額の算定根拠（地域区分に関わらず同額）・・・公定価格上の算定対象職員数（非常勤は常勤換算）×9,000円×社会保険料率

2. 国家公務員給与改定対応部分

補助基準額（交付要綱案参照）×年齢別平均利用児童数（見込）×事業実施月数

補助基準の算定根拠・・・令和4年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相対額

また、市町村において対応いただきたいこととして、下記が示されています。

令和3年度中に賃金の引上げを実施することが要件となることから、施設側からも市町村に対し、補助申請を早期に行ってほしい旨を伝える必要があります。

市町村において対応いただきたいこと

➤ 各施設・事業所に対する実施要件を含む事業内容等の周知

※ 国において、年内を目処に事業に関するQAを発出する

※ 国において、1月中旬ごろを目処に、市町村や各施設・事業所からの問い合わせ

に対応するため、内閣府においてコールセンターを設置予定

➤ 事業の実施に向けた検討（予算措置、補助要綱等の策定）

※ 令和3年度中に賃金の引上げを実施することが要件であることから、市町村は、各施設・事業所に対して、補助金申請や賃金引上げに間に合うよう、事業の実施する方針である旨を説明し、なるべく早期に補助申請を受付。

➤ 公立施設・事業所の賃金引上げに向けた検討

今後の執行に係るスケジュールは下記となります。

具体的な執行スケジュール

(令和3年度分(2月・3月分)と令和4年度分(4月～9月分)に分けて執行する場合)

	令和3年度				令和4年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
国	説明会実施、実施要綱発出	交付要綱(R3年度分)発出	交付決定(2,3月分)(1回目)	交付決定(2,3月分)(2回目)	予算の繰り越し						
		QAの発出・随時更新			交付要綱(R4年度分)発出		交付決定(4～9月分)			交付決定(4～9月分)(2回目)	
			コールセンターの設置								
市町村	施設等への説明	施設等からの申請受付	国への交付申請(2,3月分)	予算案作成	予算議決	施設等への交付(2,3月分)					
							国への交付申請(4月～9月分)		国への交付申請(4月～9月分)(2回目)		
							施設等への交付(4月～9月分)				
施設	補助額の算定	賃金改善方法の検討	給与規程の改正	給与支払(2月・3月分)※一時金可							
							4月～9月分の給与への反映、給与支払				

公定価格の見直しにより同様の措置を講じる

なお、上記とは別に、令和3年度に、令和3年度分(2・3月)と令和4年度分(4～9月)を一括交付することも可能とされており、その執行スケジュールも示されています。

そのほか、詳細については別添資料をご確認ください。

◆ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」 が閣議決定される

令和3年12月21日、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針地域～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」が閣議決定されました。

「基本方針」では、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて」、「こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」ため、「新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する」とされています。

「こども家庭庁」は令和5年度のできる限り早い時期に創設することとされ、次期通常国会に必要な法律案が提出されます。

「こども家庭庁」の体制としては、3つの部門が設けられ、そのうち、主に「成育部門」が「就学前の全てのこどもの育ちの保障」を担当し、下記の取り組みが行われることになります。

- ▶ こども家庭庁は、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌
- ▶ 幼稚園に通うこどもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担う
- ▶ 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する（就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)を新たに閣議決定）
- ▶ 施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるよう、こども家庭庁は、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌する観点から、文部科学省の定める幼稚園の教育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、文部科学省は、幼児教育の振興に関する事務を所掌する観点から、こども家庭庁が定める保育所の保育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、これらの教育・保育内容の基準をともに策定（共同告示）することとする。幼保連携型認定こども園の教育・保育内容の基準をこども家庭庁及び文部科学省が定めることと併せ、3施設の教育・保育内容の基準の整合性を制度的に担保する。

⇒ 幼稚園教育要領・保育所保育指針を、相互に協議のうえ、共同で策定

文部科学省については、下記の取り組み行うことが整理されています。

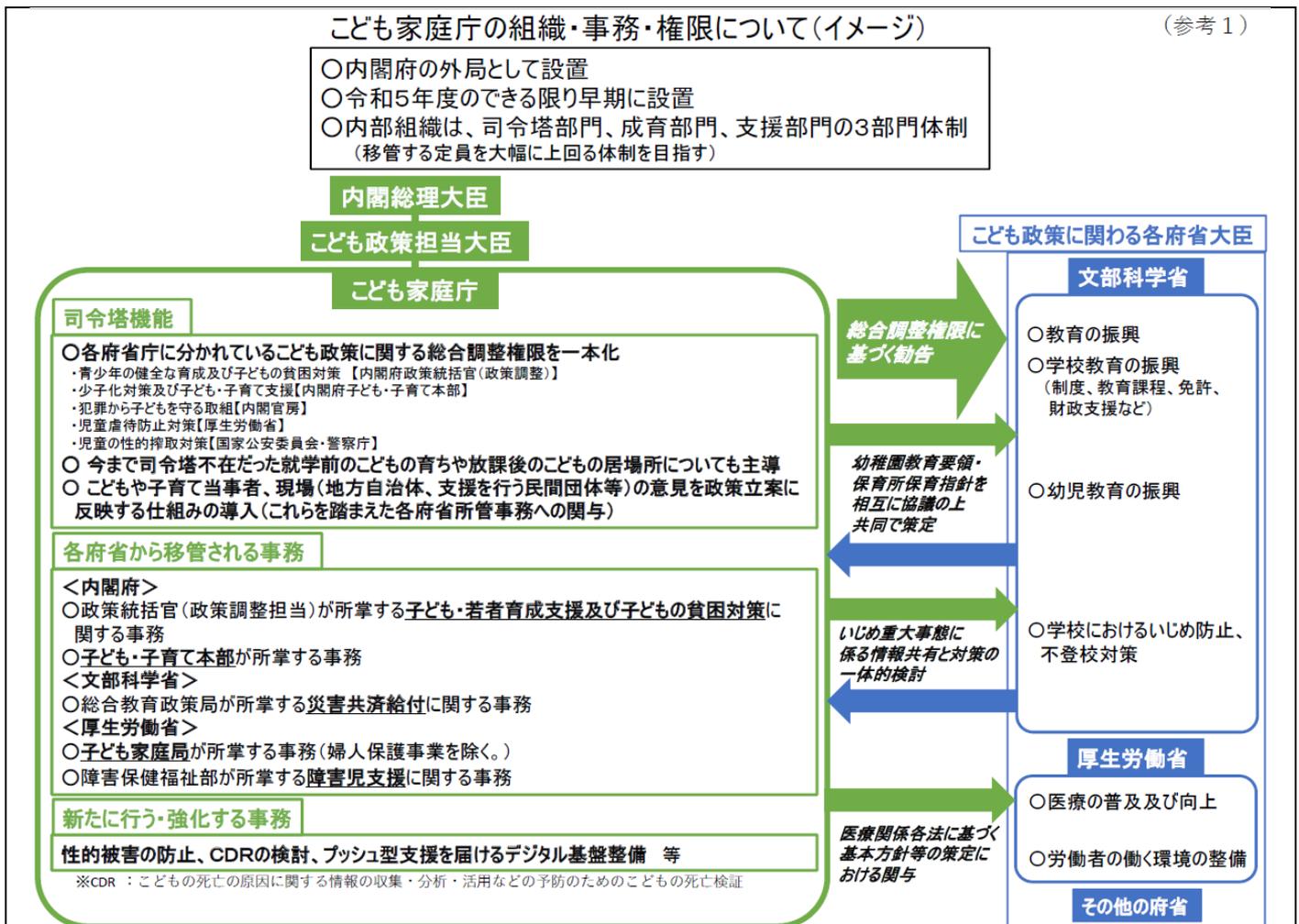
- ✓ 文部科学省は、幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事務を所掌

- ✓ 就学前の全てのこどもの小学校教育への円滑な接続に向けた各地域における体制整備への支援等を担う
- ✓ こども家庭庁が行う就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務と緊密に連携して取り組む

また、「就学前の教育・保育についての新たな制度の思考の状況を勘案し、一定期間経過後に検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされています。

なお、「基本方針」において、「こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実」とされていることについて、「子ども・子育て会議」（第 59 回）において、全保協森田信司副会長から「基本方針」（原案）の記載内容について発言を行いました。さらに、12月24日、保育三団体協議会（全国保育協議会が構成団体）は内閣官房の「こども政策推進体制検討チーム」を訪問し、こども政策推進の基本理念を実現するためにも、就学前教育が分断されることがないように、保育所・認定こども園においても実施している養護と教育が一体となった保育について、今後の政策に反映してほしい旨を要望しました。「基本方針」については下記 URL をご確認ください。

- 内閣官房 > 各種本部・会議等の活動情報 > こども政策の推進に係る作業部会
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/index.html

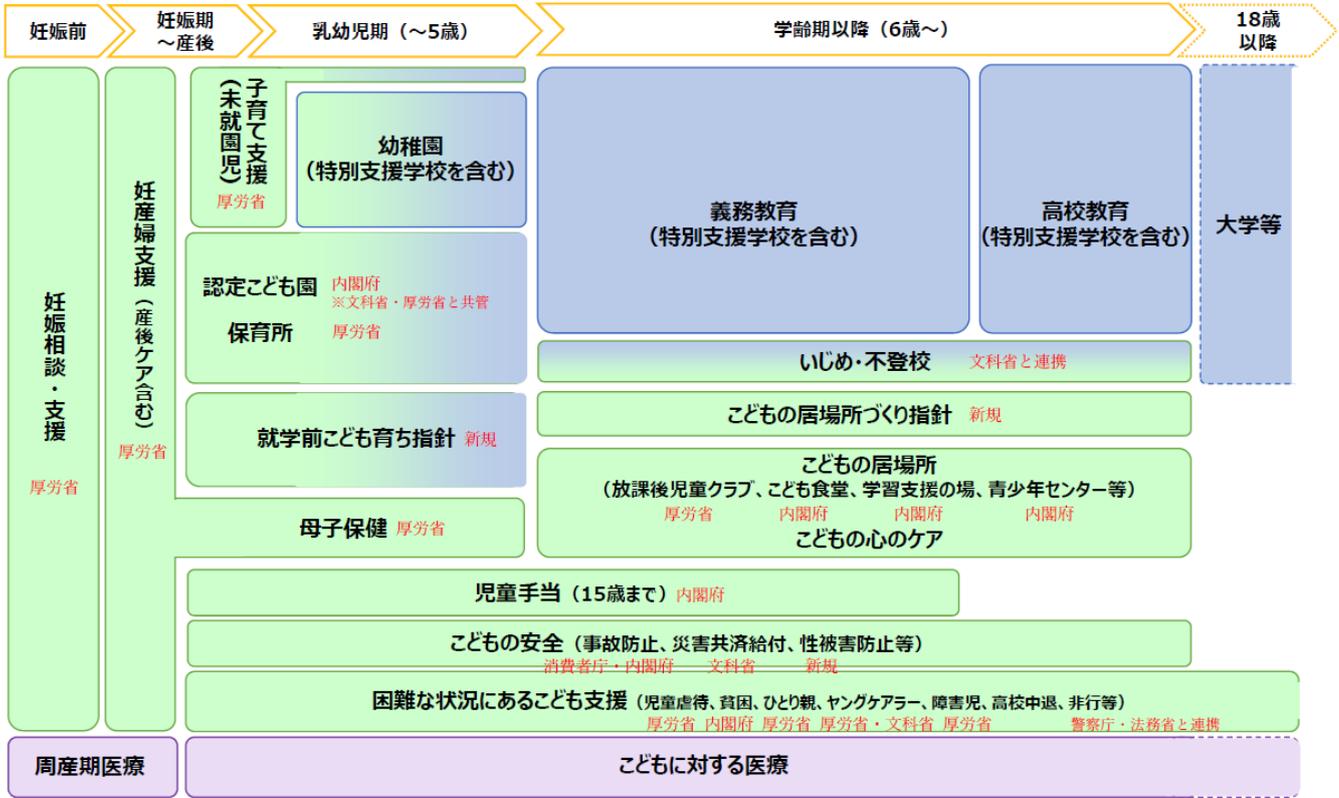


子ども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考2)

子ども家庭庁の創設により、

- 子どもと家庭の福祉・保健その他の支援、子どもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- 子ども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



◆ 中央教育審議会 初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」(第5回)が開催される(文部科学省)

第5回「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が12月15日に開催されました。

この委員会は、経済財政諮問会議（第6回、令和3年5月14日）において、文部科学大臣が公表した「幼児教育スタートプラン」（すべての子どもが格差なく質の高い学びへ接続する観点から、好奇心や粘り強さなどの非認知能力を幼児期に身につける機会の提供など、すべての5歳児の生活・学習基盤を保障する幼保小の架け橋プログラムの推進等）の検討に向け、設置されたものです。

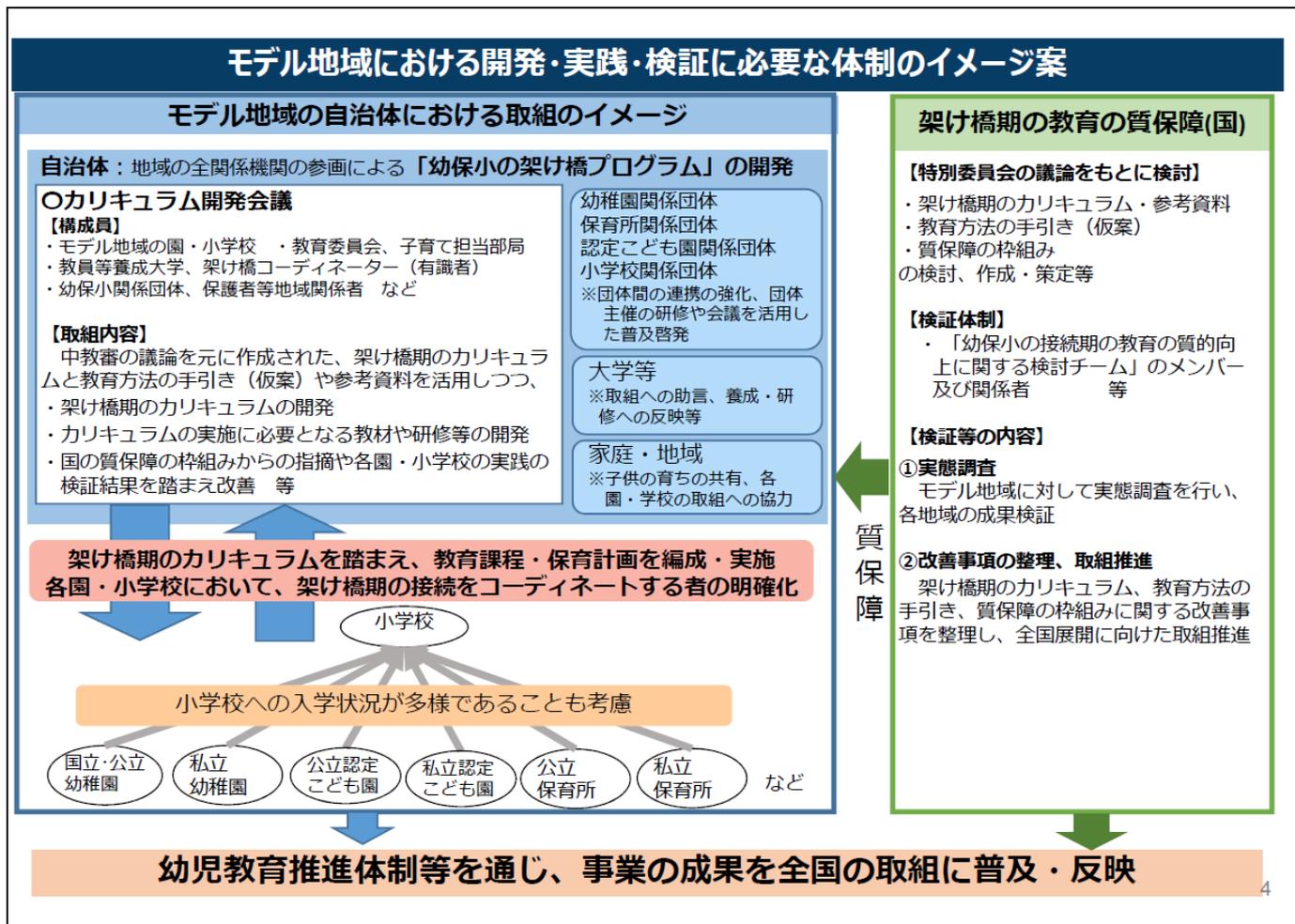
第5回委員会では、これまでに3回行われた検討チームでの検討に基づく「架け橋プログラム」のイメージについて説明され、委員による協議が行われました。

「架け橋プログラム」の取り組みは、来年度から3か年程度を念頭に、モデル地域における先進事例の開発・実践と、全国的な架け橋期の教育の充実を並行して集中的に推進することとしています。

モデル地域では、5歳児～小学校1年生（架け橋期。0～18歳の学びの連続性に配慮）を対象にし、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、教育委員会等や研修に関わる大学・団体などから構成されるカリキュラム開発会議を設置。カリキュラム開発会議において、中央教育審議会の議論をもとに作成された架け橋期のカリキュラムと教育方法の手引きや参考にカリキュラムを開発することとしています。そのうえで、モデル地域内の園・小学校において、架け橋期のカリキュラムを踏まえつつ教育課程・保育計画を編成・実施することとしています。

【架け橋プログラムのねらい】

- 幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムとスタートカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育（低学年）の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
- モデル地域での実践を踏まえ、3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及（例：手引きや教材等の開発）
- 接続期に保育者が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及
- 幼児期・接続期の教育の質保障のための枠組みを構築し、データに基づくカリ



委員からの意見(全保協事務局抜粋・要約)

- ・ 各自治体でカリキュラムの開発する際の留意点として、遊びと学びのプロセスについて、子どもの思いを大事にしてほしい。主体的、対話的な学びの大事さを伝える必要があるが、子どもの姿、思いなどがこぼれた資料が多い。
- ・ モデル地域は規模など、バリエーション豊かにさまざまな地域としてほしい。同時にモデル地域だけでなく、全国でやるんだという強いメッセージが必要。と同時に、架け橋期だけでなく、0～18歳の育ちを考えたものだというイメージを伝えてほしい。
- ・ 架け橋期という5歳、1年生に限定するのではなく、小学校全体をカリキュラムの対象にするべきではないか。架け橋期に限定とすると、小学校に慣れるということが目的になってしまう可能性があるのではないか。
- ・ 同じ子どもを見ていても、保育士と教師では見方が全然違う。研修においては、そういう違いをしっかりと理解するということを含めてほしい。小学校教育が幼児教育に学んでほしい面が多くある。
- ・ 新たに始まることに関して学校現場は負担感を感じてしまう。今すでにある仕組み等をアレンジしてやっていけるという事例が示されると取り組みやすいのではないか。

今後、出された意見を踏まえて検討チームでの議論が行われ、次回委員会が開催される予定です。資料等は下記ホームページをご確認ください。

■文部科学省トップページ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 初等中等教育分科会 > 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/086/index.html